

【最近のトピックス】

- 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて
 - 医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和7年1月28日追補分)
 - 医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱
- なお、各種詳細は、厚生労働省HPに掲載の該当資料をご確認ください。

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて

- 医療法人及び地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内(外部監査の対象となる医療法人は4月以内)に、「事業報告書等」及び「経営情報等」を都道府県知事に届け出ます。2025年4月以降、この報告システムが、「G-MIS」から(独)福祉医療機構が「WAM NET上に構築する新システム」に移行します。そのため、新システムの利用の際には、事前の利用申請等が必要な点にご留意ください

新システムの利用申請について

右の利用申請のリンク先において、医療法人名、担当者名、担当者連絡先などの必要な情報の入力

(※リンク等変更の可能性もあるため、厚生労働省のご案内をご確認のこと)



利用申請後の対応

2025年4月1日以降、新システムにログインが可能。ID発行メールにログインURLが添付されており、パスワードを設定のうえログイン。事業報告書等及び経営情報等の報告が可能

留意事項

- G-MISを利用している医療法人も改めて利用申請が必要
- 2025年4月1日以降は、利用申請のリンク先が利用不可となり、所管の都道府県に利用申請を行う

- 2025年3月1日～3月31日までに申請した医療法人には、4月以降にIDのお知らせとシステム利用開始の案内メールを送付

出所:厚生労働省HP「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて」(2025.2)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和7年1月28日追補分)

- 2025年1月に、「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A」が更新されました。以下は、今回の更新における追補項目(3項目)です

- 管理監督者である医師に対しても、その医師が診療に従事している場合には、当該医師に対し勤務間インターバルを確保する必要があるか

⇒ 新医療法110条に規定する勤務間インターバルの確保等に関する努力義務は、病院又は診療所に勤務しており、診療を直接の目的とする業務を行う医師(以下「勤務医」)全般を対象としたものである。そのため、労基法41条2号に規定する管理監督者である医師が、勤務医に該当し、かつ、医療法施行規則73条に規定する要件を満たす場合には、管理者は勤務間インターバルの確保等に努めることが必要

一方、新医療法123条等に規定する勤務間インターバルの確保等に関する義務は、勤務医のうち、本体Q&A2-3及び2-5を踏まえて名簿を作成する等して、36協定上においてBC水準の特定医師として特定された医師を対象とするものであるところ、管理監督者である医師は、労基法における労働時間、休憩、休日に関する規定が適用されず、36協定上においてBC水準の特定医師として特定されないため、当該義務の対象とはならない

- 宿日直許可を受けた宿日直中に急患が多数搬送され、やむを得ず宿日直勤務中の医師が急遽診療を行った場合、その医師が、①日勤等も行う常勤の医師の場合と、②宿日直許可を受けた宿日直勤務のみを行う非常勤の医師の場合で、当該業務に対する賃金はそれぞれどのように支払えばよいか

⇒ 労働時間規制の例外としての宿日直許可を受けた宿日直勤務(以下「許可あり宿日直勤務」)中に医師が通常の業務と同態様の業務を行った場合、その業務を行った時間は労働時間規制の適用を受ける労働時間であることから、宿日直手当とは別に必要な割増賃金を含めた通常の賃金を支払わな

出所:厚生労働省「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和7年1月28日追補分)」(2025.1.28)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和7年1月28日追補分)(承前)

ければならない

(①について)・・・日勤等も行う常勤の医師については、許可あり宿日直勤務中に突発的にやむを得ず、急遽搬送された患者への診療など宿日直許可を受けた勤務態様とは異なる態様の業務(以下「診療等」)に従事した場合、宿日直手当ではなく、日勤等に対するその医師本来の賃金に基づいて算定した賃金又は割増賃金を支払わなければならない

(②について)・・・許可あり宿日直勤務のみに就かせるために雇用した非常勤の医師であっても、許可あり宿日直勤務中に、突発的にやむを得ず診療等に従事することがありうる場合には、宿日直手当とは別に当該業務に対する通常の賃金を労働条件として定めて労働契約において明示し、当該通常の賃金に基づいて算定した賃金又は割増賃金を支払わなければならない

こうした場合の通常の賃金の決定に当たっては、例えば、宿日直に就くことの予定されている他の医師に対しては、日勤等に就いた際に支払うことになっている賃金に基づいて定めることが考えられる

- 当院の得ている宿日直許可では、一人の医師が宿直に就けるのは1週1回までとされているが、当初、許可を受けた宿直に入る予定であった医師が急遽出勤できなくなったことから、やむを得ず別の医師に宿直をさせたことにより、当該医師は、結果的に当院で週に2回宿直を行うこととなった。この場合でも、当該医師の2回目の宿直に対する賃金としては、宿日直手当を支払えば足りるのか

⇒ 許可を受けた回数範囲内で宿日直勤務を行うことができるだけの人員をあらかじめ確保しておくなどして、一人の医師を許可を受けた回数を超えて宿日直に就かせないようにすることが必要。やむを得ず許可を受けた回数を超えて宿日直に就かせた場合、許可を受けた回数を超えて就かせた宿日直については、許可の効果が発生せず、通常の労働時間規制の適用を受ける

2回目の宿直に対する賃金は、宿日直手当ではなく、その時間に支払う必要のある通常の賃金(必要な割増賃金を含む。)を支払う必要がある

その時間外労働時間数等が、時間外労働の上限規制の対象に含まれることにも留意が必要

許可を受けた後に、許可の内容に沿った運用ができなくなった又は許可の内容から勤務実態が事実上乖離してしまった場合、許可の効果が及ばなくなることもあるため、勤務内容の見直しを行い、それでもなお、許可の内容に沿った運用が難しい場合には、労働基準監督署又は医療勤務環境改善支援センターに相談し、必要と判断されたときは、ただちに許可の再申請等を行うことが必要

出所:厚生労働省「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和7年1月28日追補分)」(2025.1.28)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザリー部作成

「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」より

1.生産性向上・職場環境整備等支援事業

- 2025年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション(以下「対象施設」)において、2024年4月1日～翌年3月31日の間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図ります

- 病院・有床診療所(※) 許可病床数×4万円
- 無床診療所 1施設×18万円
- 訪問看護ステーション 1施設×18万円
- ※ 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給
- タスクシフト/シェアによる業務効率化→医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
- 給付金を活用した更なる賃上げ→処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

- 都道府県に申請

(給付金の返還・・・)

- 給付金の支給対象(いずれか・複数可)

2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより、給付金の支給を受けた対象施設が2025年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合など

- ICT機器等の導入による業務効率化→タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(※留意事項等。その他2.病床数適正化支援事業、3.施設整備促進支援事業、4.分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業、5.地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)、6.地域連携周産期支援事業(産科施設)、7.医療施設等経営強化緊急支援執行事業があるが、記載を省略している。詳細は厚生労働省の本資料をご確認のこと)

出所:厚生労働省「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(2025.2.12)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザリー部作成

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future